

JSHCT Letter No.15

The Japan Society for Hematopoietic Cell Transplantation

日本造血細胞移植学会

February 2004

発刊発行：日本造血細胞移植学会 〒466-8550 名古屋市昭和区鶴舞町65番地 名古屋大学大学院血液内科内 TEL (052) 744-2146 FAX (052) 744-2146
発行者：加藤 俊一 編集責任：日本造血細胞移植学会編集委員会 印刷：株式会社セントラルコンベンションサービス 発行：2004年2月

第26回 日本造血細胞移植学会総会を終えて

第26回日本造血細胞移植学会総会
会長 加藤 俊一

「共存の医学、協調の医療」をメインテーマとして横浜にて開催されました第26回日本造血細胞移植学会総会のご報告をさせていただきます。

1. 参加者

全体として2,560名の参加者(医師・研究者924名、看護師などの医師以外の医療従事者1,014名、コーディネーター・非医療従事者614名、meet the expertのみの参加者8名)があり、過去最高の参加者となりました。医師以外の医療従事者が初めて医師の参加者を上回り、また非医療従事者の参加者が600名以上にのぼり、この学会の特色を反映するものとなりました。

2. 演題

一般演題として507題の申し込みがあり、その内訳は医師381題、医師以外126題となっており、レベルの高い内容の演題が多数ありました。

3. プログラム

5つのシンポジウム(臍帯血移植、チーム医療、非血縁者間骨髄移植、再生医療、骨髄バンク)、会長講演、7つのレクチャー(ミニ移植、免疫療法、Fanconi貧血、臍帯血バンク、ホルモン補充療法、免疫抑制剤、EBMT)、特別企画(ドナーの安全確保)、臨床研究委員会セッション、2つのmeet the expert、10のランチョン・イブニングセミナー、市民公開講座、11のワークショップ、41のポスターセッション、チャリティコンサート(サンクトフローリアン・ピアノトリオ)という盛りだくさんのプログラムで、聞きたい講演が重なること、会場に入りきれないこと、ランチョンのお弁当が足りなくなるなどの事態のために大変ご不便をおかけいたしました。しかし、いずれのプログラムも大変好評で、勉強になったとの感想を多くの参加者からいただきました。

4. 学会奨励賞

今回から学会奨励賞を設置し、優れた演題を表彰することとなりました。ワークショップおよびポスター発表の507題について、抄録採点により18演題を第一次選考し、実際の発表の採点により最終的に5題が学会奨励賞に選ばれました。選考は10名のプログラム委員により厳正に行われ、第一次選考では演者と所属を伏せて採点し、第二次選考では該当する演題の施設の委員はその部門の選考には不参加とすることなどにより公正を期しました。

選考された5題は以下のとおりで、受賞者には賞状、賞金10万円と副賞のカメラ像が贈呈されました。

[基礎研究] 正剣録(京都府立医科大学)

CXCR4非依存性SCID-repopulating cellの同定とその幹細胞特性について

[臨床研究(診断・観察)] 山崎理絵(慶應義塾大学医学部)

同種造血幹細胞移植後血小板減少症への抗血小板抗体の関与

[臨床研究(治療)] 池亀和博(大阪大学医学部)

T細胞除去を行わないHLA-haploidentical minitransplantation

[看護研究(診断・観察)] 春藤紫乃(都立駒込病院看護部)

造血幹細胞移植の社会復帰に関する要因の検討

[看護研究(治療)] 近藤美紀(国立がんセンター中央病院造血幹細胞移植病棟)

腸管GvHDを発症した造血幹細胞移植患者に対する計画的食事療法

最後に総会の準備と運営にご協力下さいましたプログラム委員会・組織委員会・事務局の皆様、共催ならびに財政上のご援助を賜りましたメーカーや団体の皆様にご心より感謝申し上げます。

来年は岡山でまたお会いいたしましょう。

次期総会 会期：平成16年12月16日(木)~17日(金)

場所：ホテルグランヴィア岡山・岡山コンベンションセンター(ママカリフォーラム岡山)

日本造血細胞移植学会からのお知らせ

第26回総会の会期中に開かれた理事会・評議員会で討議がなされ、平成15年12月20日の総会において承認されました事項につきお知らせいたします。

I. 平成16年度より、学会に理事長職を設置することになりました。従来は年度ごとに選出された会長が担ってきた学会運営のための業務統括を、今後は理事長が担うことになり、会長は年次学術集会の開催準備に専念することになります。

初代理事長には小寺良尚(名古屋第一赤十字病院第4内科部長)が就任します。

II. 理事長職の設置などともない、会則が改訂されました。別頁に掲載いたします。

III. 平成16年度の役員として以下の方々が新任あるいは留任となりました。任期は4月1日からです。

- 1.新理事(10名):浅野茂隆、岡村 純、岡本真一郎、加藤剛二、河 敬世、小寺良尚、澄川美智、中畑龍俊、森下剛久、森島泰雄
 継続理事(9名):池田康夫、今村雅寛、尾上裕子、加藤俊一、小島勢二、塩原信太郎、谷本光音、土田昌宏、原田実根
- 2.新監事:気賀沢寿人、継続監事:平岡 諦
- 3.新評議員(9名):神田善伸、直江知樹、橋野 聡、廣川 誠、藤澤 信、永利義久、吉原隆夫、窪田良次、吉森文子
- 4.次期会長(平成17年度):坂巻 壽(都立駒込病院血液内科部長)
- 5.在り方委員会:委員長:加藤俊一(平成15年度会長)
 新委員:坂巻 壽(平成17年度会長)
 継続委員:池田康夫、恵美宣彦、河 敬世、小島勢二、権藤久司、島崎千尋、荒木光子
- 6.編集委員会:委員長:未定(互選) 新委員:小島勢二、衛藤徹也、廣川 誠、井関 徹、足立壮一
 継続委員:甲斐俊郎、佐尾 浩、品川克至、田中淳司、山本一仁
- 7.臨床研究委員会:新委員:坂巻 壽(平成17年度会長)、岡本真一郎、一戸辰夫、河野嘉文、原 純一、山本一仁 継続委員:加藤俊一、谷本光音、今村雅寛、小寺良尚、中畑龍俊、原田実根
- 8.ガイドライン委員会:委員長:未定(互選) 新委員:加藤剛二、東 英一、岡村 純、坂巻 壽、矢野邦夫
 継続委員:島崎千尋、田野崎隆二、前川 平
- 9.理事評議員選任委員会:委員長:加藤俊一(平成15年度会長)
 副委員長:谷本光音(平成16年度)
 新委員:土肥博雄、平岡 諦、土屋 滋 継続委員:生田孝一郎、谷口修一
- 10.全国集計データ管理委員会:委員長:谷本光音(平成16年度会長) 新委員:小児科系(2名、未定)
 内科系:権藤久司、田中淳司、吉田 喬 継続委員:小児科系:土田昌宏、東 英一、麦島秀雄
 内科系:谷本光音、高橋 聡
- 11.倫理委員会:変更なし 委員長:谷本光音、委員:今村雅寛、森島泰雄、北澤京子、多田萬理子、長谷川ふさき子

IV. 学会の平成14年度決算報告・平成16年度の予算案ならびに同種末梢血幹細胞移植調査特別事業の平成14年度決算報告・平成15年度予算案を別項に掲載いたします。

(以上、敬称略)

日本造血細胞移植学会在り方委員会規約

第1条 本委員会は、学会の在り方を検討するために設置された委員会であり、理事会に改善策や新規提案を行う。

第2条 本委員会の委員は、日本造血細胞移植学会前会長、現会長、次期会長の役職委員の他、若干名の評議員から構成される。委員長は前会長とする。役職委員の任期は1年とする。選任委員の任期は2年で、再任を妨げない。ただし、引き続き2期までとする。

第3条 委員は理事会で選出し、評議員会と総会で承認を得る。委員の改選は半数ずつ行う。

第4条 本委員会の規約は本委員会により変更することができるが、理事会、評議員会の承認を要する。

付 則 : 本規約は2003年12月20日から有効である。

委員会委員(2003年12月20日現在):
 (役職委員) 加藤俊一(現会長)、河 敬世(前会長)、谷本光音(次期会長)
 (選任委員) 池田康夫、小島勢二、権藤久司、島崎千尋、恵美宣彦、荒木光子

日本造血細胞移植学会会則

(平成10年12月18日改訂)
(平成11年12月16日一部改訂)
(平成12年12月9日改訂)
(平成15年12月20日改訂)

第Ⅰ章 名称

第1条 本会は日本造血細胞移植学会と称する。

(英語名:The Japan Society for Hematopoietic Cell Transplantation, 略:JSHCT)

第Ⅱ章 目的および事業

第2条 本会は造血細胞移植の研究とその治療成績向上を図ることを目的とする。

第3条 本会はその目的達成のため次の事業を行う。

- 1)年次学術集会の開催
- 2)研究協力の推進
- 3)臨床成績の集積と評価
- 4)国内外の関係学会との交流
- 5)その他(会員名簿の発行、など)

第4条 上記事業を円滑に運営推進するため、学会事務局ならびにデータ集計事務局を常設する。

第Ⅲ章 会員

第5条 本会員は、名誉会員、功労会員、正会員、賛助会員より構成される。

第6条 名誉会員は、年次学術集会会長を経験し65歳を越えた会員で、理事会で推薦され、評議員会で承認される。

第7条 功労会員は、理事を経験し65歳を越えた会員で、理事会で推薦され、評議員会で承認される。

第8条 本会の目的に賛同し所定の手続きを経れば正会員となることができる。ただし、正当な理由無く2年間以上会費を納入しなかった場合および本会の名誉を著しく汚した場合は理事会の審議を経て除名されることがある。

第9条 正会員は本学会事務局が本学会のために行うデータ集計に協力する義務を有する。

第10条 賛助会員は本会の目的に賛同し財政的支援を与える団体をもって充てる。

第Ⅳ章 役員および役員会

第11条 本会には次の役員を置く。

理事長、副理事長、会長、次期会長、次々期会長 各1名、理事20名前後(事務局に勤務する庶務担当理事4名を含む)、会計監事2名、評議員数80名前後(理事および会計監事を含む。但し、評議員は正会員数の9%は越えないものとする)。

第12条 次々期会長は、毎年の年次学術集会の前に開催される理事会において推薦され、評議員会で承認決定される。その任期は該当年度の4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。

第13条 理事は61歳(4月1日現在)までの評議員の中から別に定める理事評議員選任規約により選任する。任期は該当年度の4月1日から4年とする。但し、任期は2期を限度とする。

第14条 理事長は63才までの理事および理事経験者から理事会で選出される。任期は該当年度の4月1日から2年とする。但し任期は2期を限度とし65才を越えないものとする。

第15条 理事長は理事の中から副理事長を指名し、副理事長は理事長を補佐するとともに、必要な場合にはその職務を代行することができる。

第16条 会計監事は、理事以外の評議員の中から会長理事長が指名する。任期は2年とする。

第17条 理事会は理事、会長、次期会長、会計監事からなり、理事長によって少なくとも年2回(1回は年次学術集会の前)開催され、2/3以上の出席をもって成立する。本会では、理事評議員選任規約の変更、事業、会計、などの審議を行う。なお、名誉会員は本会に出席し意見を述べるができるが、票決の際にはこれに加わらないものとする。理事長が必要と認めた場合は臨時理事会を開催することができる。

第18条 評議員は60歳以下(4月1日現在)の正会員の中から別に定める理事評議員選任規約により選任する。任期は該当年度の4月1日から2年間、65歳になる年度の3月31日迄とするが、再任は妨げない。

第19条 評議員会は名誉会員、功労会員、理事、評議員によって構成される。会長によって召集され、全評議員の2/3以上の出席をもって成立するものとする。理事会での審議事項について報告すると同時に、必要と考えられる事項についての審議、承認、決定を行う。

第20条 その他、理事会の要請に応じて各種委員会を置くことができる。各種委員会委員は原則として理事および評議員の中から理事会で決定し、任期は2年とするが再任は妨げない。各種委員会の規定は別に定める。

第V章 総会および学術集会

第21条 総会は年次学術集会の期間中に会長を議長として開催する。総会では理事会、評議員会で審議決定された重要事項や収支決算を報告し承認を得る。

第22条 年次学術集会は会長の責任の下に演題を公募し毎年開催される。年次学術集会のプログラム構成は会長とプログラム委員会に任せられるが、会長にはデータ管理委員会において任期中にまとめられた臨床集計結果を年次学術集会で公表する義務を有するものとする。なお、一般応募演題の発表者の中の少なくとも1人は正会員でなくてはならない。

第23条 会長が必要と認めるときは、年次学術集会以外の学術集会を開催あるいは他の関連学会と共催することが出来る。

第VI章 その他

第24条 本会の会計年度は4月1日より翌年の3月31日までとする。

第25条 本会の年会費は評議員が15,000円、正会員が8,000円、賛助会員が50,000円以上、と定める。ただし、名誉会員、功労会員は年会費が免除される。

第26条 年次学術集会は一般公開とする。会場費は会長の責任によって定められるものとする。

付則

1 事務局およびデータ集計事務局はそれぞれ、変更の必要が生じない間は名古屋大学大学院医学系研究科分子細胞内科学・血液内科および名古屋大学大学院医学系研究科 予防医学/医学推計・判断学に設置する。

2 下記の委員会を設置する。

- ・全国集計データ管理委員会
- ・ガイドライン委員会
- ・編集委員会
- ・理事評議員選任委員会
- ・臨床研究委員会(改訂)
- ・在り方委員会
- ・倫理委員会